

沖縄地区（旧沖縄県本島地区）タクシーの 運賃改定手続き開始

令和7年10月31日に沖縄地区の法人タクシー事業者より運賃改定の申請があり、令和7年12月8日までの申請割合が5割以上になりました。
これに伴い、運賃改定の要否判定の審査を開始します。

1. 申請の状況

令和7年10月31日に最初の申請があり、令和7年12月8日時点において、34社から同趣旨の申請がありました。

【沖縄地区法人事業者全体車両数】3,487台（160事業者）

【これまでの申請台数及び申請割合】1,707台 48.95%

（旧沖縄県本島地区）法人事業者全体車両数 2,962台（118事業者）

これまでの申請台数及び申請割合 1,551台 52.36%

2. 申請の内容

【初乗り】普通車600円（1.75km）→普通車600円～700円（1.139km～1.723km）

【加算】普通車100円（400m）→普通車100円（252m～352m）

【時間距離併用制】

普通車100円（時速10キロ以下2分25秒）

→普通車100円（時速10キロ以下1分30秒～2分5秒）

《改定率（增收率）》 12.62%～43.36%

問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

運輸部陸上交通課業務係

担当者：安慶田、松浦

TEL：098-866-1836

FAX：098-860-2369